

すべての生活困窮者のエアコン設置に関し、 厚生労働省に緊急の申し入れ（8月3日）

日本共産党名古屋市議団は8月3日、厚生労働省に対し、生活困窮者のエアコン設置に関する緊急申し入れを行いました。

必要な世帯への支援が届かない

厚生労働省は6月27日に生活保護世帯へのエアコン設置を保護費でも行えるとする通知を出しました。しかし、対象も今年4月以降の利用者に限定されており、さらに、生活保護を利用していない低所得世帯への支援も不十分です。

命に関わる実態を示して支援の拡充を要請

市議団の申し入れは①4月1日以前の保護利用者も対象とすること、②「少なくとも医師等から冷房設置が必要と判断」された場合には支給対象とすること、③夏季加算の創設、④生活困窮者等への貸付制度の改善の4項目です。

緊急申し入れ事項について、岡田、山口、青木、藤井各市議が、生活保護の実態を示し対応を求めました。

申し入れには、田村智子・倉林明子・武田良介各参議院議員の秘書が同席しました。

福祉資金(緊急小口資金)でエアコン設置可能

厚生労働省は以下のように回答しました。

- ①生活保護世帯のエアコン購入費支給対象は今年4月以降の新規受給者に限定している。ただ多くの団体などから3月以前の保護利用世帯も対象にと要望が寄せられている。
- ②医師等がエアコンが必要と判断があれば支給するようにという要望については受け止めさせていただく。



厚生労働省に申し入れる名古屋市議団(参院議員会館内)

- ③2014年の調査では夏季に限って光熱費が上がることはなかったため夏季加算は検討していない。
- ④社協の貸付制度の運用については、「社協の認識不足など問題が起きているため、エアコンについては、より認定の早い「緊急小口貸付」（無利子・保証人など不要）の対象とすることを、2日に全社協に再度伝えた。

生活福祉資金の貸付制度 県社協がエアコン設置で運用を見直し

厚生労働省の連絡を受け、愛知県社会福祉協議会では、エアコンの購入費の貸付は、これまで月2回の審査で貸付決定していたが、9月末までは、毎週審査するように運用を見直しました。

名古屋市議団と愛知県議団は9日、県社協と懇談し、申請状況などを聞き、市区町村への周知の徹底、申請から貸付までの期間短縮等をさらに見直すよう要請しました。

生活困窮者のエアコン設置に関する緊急申し入れ事項

1. 厚生労働省の通知による冷房器具の購入費用支給の対象者について、4月1日以降に保護開始した被保護世帯に限らず、今夏「最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがない」すべての受給世帯を対象とすること。
2. 少なくとも、医師等から冷房器具の設置が必要と判断される状態にある被保護世帯は支給対象とすること。
3. 夏季の冷房利用に伴う電気代相当額については、夏季加算を創設して補うこと。
4. 生活困窮者に対する生活資金貸付制度（社会福祉協議会）の運用については、可及的速やかに貸付決定が行われるよう運営実施機関に対し求めること。
（注）対象外の生活保護利用者は、社協の生活資金貸付制度を活用して、エアコンを設置することができます。

エアコンが必要な方で、困っている場合、ぜひご相談ください。